

生徒指導資料別冊

# いじめの「重大事態」に係る対応マニュアル

宮崎県教育委員会

平成28年4月

## 目次

1	「重大事態」とは	
(1)	第28条第1項第1号について	1
(2)	第28条第1項第2号について	2
(3)	第28条第1項第1号及び第2号以外の重大事態について	2
2	「重大事態」の判断について	
(1)	いじめの認知から「重大事態」への判断について	3
ア	第28条第1項第1号に係る判断について	3
イ	第28条第1項第2号に係る判断について	4
3	「重大事態」への対応について	
(1)	重大事態への対応フロー図	5
(2)	重大事態（疑い含む）の発生報告について	6
ア	第28条第1項第1号	6
イ	第28条第1項第2号	6
(3)	重大事態（疑い含む）の報告様式について	7
(4)	学校における調査について	8
(5)	自殺が起きたときの調査について	9
(6)	「宮崎県いじめ問題対策委員会」による調査について	9
(7)	当該児童生徒・保護者への情報提供について	9
(8)	調査結果の報告について	10
(9)	再調査について	10
(10)	関係機関との連携について	11
4	再発防止に向けた取組について	
(1)	重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討	13
(2)	いじめに関係した児童生徒・保護者への継続的な支援	13
(3)	学級や全校の児童生徒への指導	13
(4)	加害児童生徒への毅然とした指導	13
(5)	再発防止策についての報告	13
(6)	学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し	13

# 1 「重大事態」とは

「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」という。）では、次のように定められています。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第28条は、いじめに関する一定の事態を「**重大事態**」と定め、重大事態への対処と、当該重大事態と同様の事態の今後の発生を防止することを目的にしています。

## (1) 第28条第1項第1号について

第28条第1項第1号は、「いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」とされています。

具体的には、「生命」に重大な被害が生じたこととは、自死行為（未遂を含む）がこれに当たります。

「心身」に重大な被害が生じたこととは、うつ病等の精神疾患、骨折、打撲傷、内臓の損傷や火傷などがこれに当たります。

「財産」に重大な被害が生じたこととは、恐喝などの行為により児童生徒が固有の財産又は保護者等の財産から金品をとられることなどがこれに当たります。「重大な被害」について、具体的な被害金額は定められていませんが、学齢やその行為、回数などを総合的に考慮することとなります。

### 事例1

A君はB君から、殴る蹴るなどの暴力を伴ういじめを受け、その傷に気づいた養護教諭から相談を受けた学級担任が、A君に対して聴き取りを行った。A君は当初いじめを受けていることを否定したが、周りで見ている生徒からの連絡により、B君に対して聞き取ったところ、A君に対しての暴力を伴ういじめを認めた。

学校は、その事実を保護者に連絡し、病院の受診を依頼した。その結果、全治3週間の加療を要する診断がなされた。

### 事例2

AさんはBさん、Cさんから、無料通信アプリにおける誹謗中傷の書き込みなどのいじめを受けていた。

様子の変化に気づいた保護者が、心療内科を受診させたところ「うつ病」と診断された。保護者からの相談を受けた学校が本人らに事情を確認したところ、BさんCさんはいじめを認めた。

なお、うつ病の発症といじめとの因果関係は不明であるが、保護者としては、いじめ以外に原因は思い当たらないと考えている。

## (2) 第28条第1項第2号について

第28条第1項第2号は、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」とされています。

「相当の期間」をどう捉えるかについては、法上は明確に規定されていませんが、深刻ないじめが理由の場合の欠席は長期化するのが通常であることや、連続して1か月を超える欠席の場合、再度登校することに対して、心理的な障害が高くなること等を考慮して、概ね30日程度であると考えられます。

### 事例3

A君は部活動内の複数の生徒から無視などのいじめを受けたことをきっかけに学校を欠席がちになった。当初は1日おきに登校し、別室で個別に学習を受ける状態であったが、次第に欠席が連続しはじめ、いじめ発生後の欠席日数は30日を超えた。

## (3) 第28条第1項第1号及び第2号以外の重大事態について

いじめ防止法における重大事態の定義については上記のとおりですが、国の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、同項第1号及び第2号以外について次のように定めています。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

つまり、同項第1号及び第2号に該当しない事案であっても、本人または保護者から上記のような申し出があった場合にも、重大事態としての対応が求められることとなります。

また、本人、保護者がいじめ防止法を踏まえ、「重大事態」という用語を用いなくても、いじめによる大きな問題であることを訴えた場合にも真摯に対応する必要があります。

## 2 「重大事態」の判断について

現在、各学校においては、いじめの積極的な認知につとめ、いじめの早期発見・早期対応に向けて取り組んでいます。また、いじめの未然防止に向けた取組も様々な工夫がなされています。

しかし「いじめはどの学校でも、学級でも、どの子どもにも起こりえる問題である」ことから全ての発生を防ぐことは困難です。また、どのいじめの事案もその対応によっては、重大事態へと発展する可能性があることを常に意識して対応に当たることが求められます。

### (1) いじめの認知から「重大事態」への判断について

重大事態については、上記で示したとおりですが、第1号及び第2号に共通して「～疑いがあると認めるとき。」とされています。

このことは、学校側の調査等により、第1号及び第2号それぞれの要件（自殺や怪我、精神疾患、不登校等）といじめとの因果関係が確実になった時点で「重大事態」と判断するものではないことを定めています。重大事態の要件が、いじめと明確に因果関係があるのか否かの判断は、学校だけでなされるものではなく、いじめの背景や被害にあった生徒や保護者の心情等を総合的に考慮し、判断する必要があります。また、事案の調査及び重大事態の判断に当たっては、学校のみならず、設置者である教育委員会や第3者による客観的な視点など多面的に判断することが求められます。

そのため、第1号及び第2号それぞれにおいて、「～疑いがあると認めるとき。」を重大事態として捉えることが明記されています。

なお、各号における「～認めるとき。」の主体は学校の設置者又はその設置する学校となります。

### ア 第28条第1項第1号に係る判断について

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められ、重大事態としての対応が必要となるか否かの判断については、1－(1)でも触れていますが、明らかにいじめ以外の要因によるものと認められる場合を除いて重大事態としての対応が求められることとなります。学校としては、明らかにいじめ以外の要因によるものと判断した場合であっても、事後にいじめも要因の一つとして考えられる事案があることも踏まえ、客観的かつ合理的に判断する必要があります。

#### 事例4

放課後、A君がB君に殴られるという事案が発生した。事案を知った教師は事情を聞いたところ、互いに「けんかである」ことを主張したため、けんかと判断し指導を行った。しかし、その後、放課後に度々けんかと見せかけた暴力が行われていることが、他の生徒からの報告で明らかとなった。

上記の例のように、一見するとけんかとみられるような行為の中にも、いじめが潜んでいる可能性があります。いじめは大人の目に触れないような場所や時間、態様をとって行われていることを意識する必要があります。

また、「心身に重大な被害が生じたこと」における心身への被害については、学校での判断が非常に困難であることから、特にいじめを認知し、対応を行った後も児童生徒の様子を継続的に細かく観察するなど解決後も丁寧な対応を図ることが必要です。

**事例 5**

AさんはBさん、Cさんから嫌なことを強要されるなどのいじめを受けていた。いじめを認知した学校は、Bさん、Cさんから事情を聞き取り、いじめの事実を確認した後、指導を行った。その後、いじめは解消したものの、しばらく後にAさんがいじめを受けていたときの様子がフラッシュバックするなどの症状があることから、医療機関を受診したところ、外傷後ストレス障害との診断がなされた。

これらのことから、第28条第1項第1号に該当する**疑いがある事案**については、学校だけで対応することなく、その設置者に対し、重大事態発生の可能性があることを事前に報告しておくことが求められます。(様式参照)

**イ 第28条第1項第2号に係る判断について**

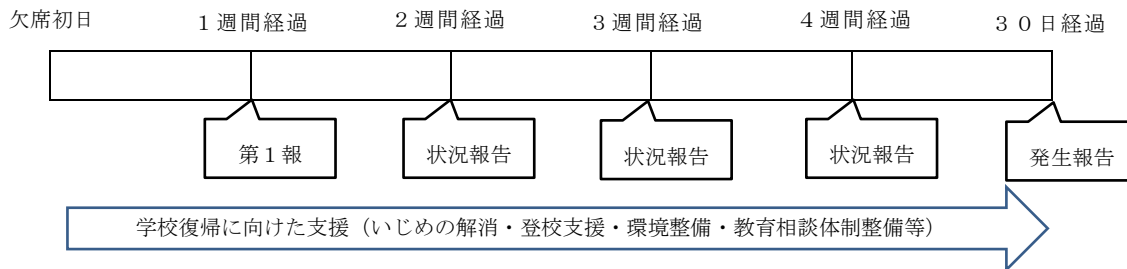
いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあり、重大事態としての対応が必要となるか否かの判断については、1-(2)でも触れていますが、その期間の判断基準としては、おおむね30日と考えられます。

ただし、実際には、欠席の日数が30日になった時点で、重大事態であると判断し、対応を始めたとしても、調査委員会の設置等には時間がかかることから、対応が遅れることが危惧されます。

また、不登校は、欠席の日数が長引くほど、欠席していることが更に登校への障害となり、長期化することも懸念されます。そのため、いじめが発生した後に児童生徒がそのいじめを要因として学校を欠席した場合、学校は、早期に児童生徒の復帰に向け、組織的に対応を図るとともに、必要に応じて外部人材を活用するなど、様々な手立てをとることが求められます。

これらのことから、第28条第1項第2号に該当する疑いがある事案についても、30日を待つ事なく、事前に設置者に対して報告することが求められます。

県教育委員会としましては、この事前の報告(第1報)を、**欠席日数が概ね1週間(7日間)**を経過した際に、求めることとします。(3-(2)参照)



### 3 「重大事態」への対応について

重大事態が発生した際の対応については、いじめ防止法において、次のように定められています。

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

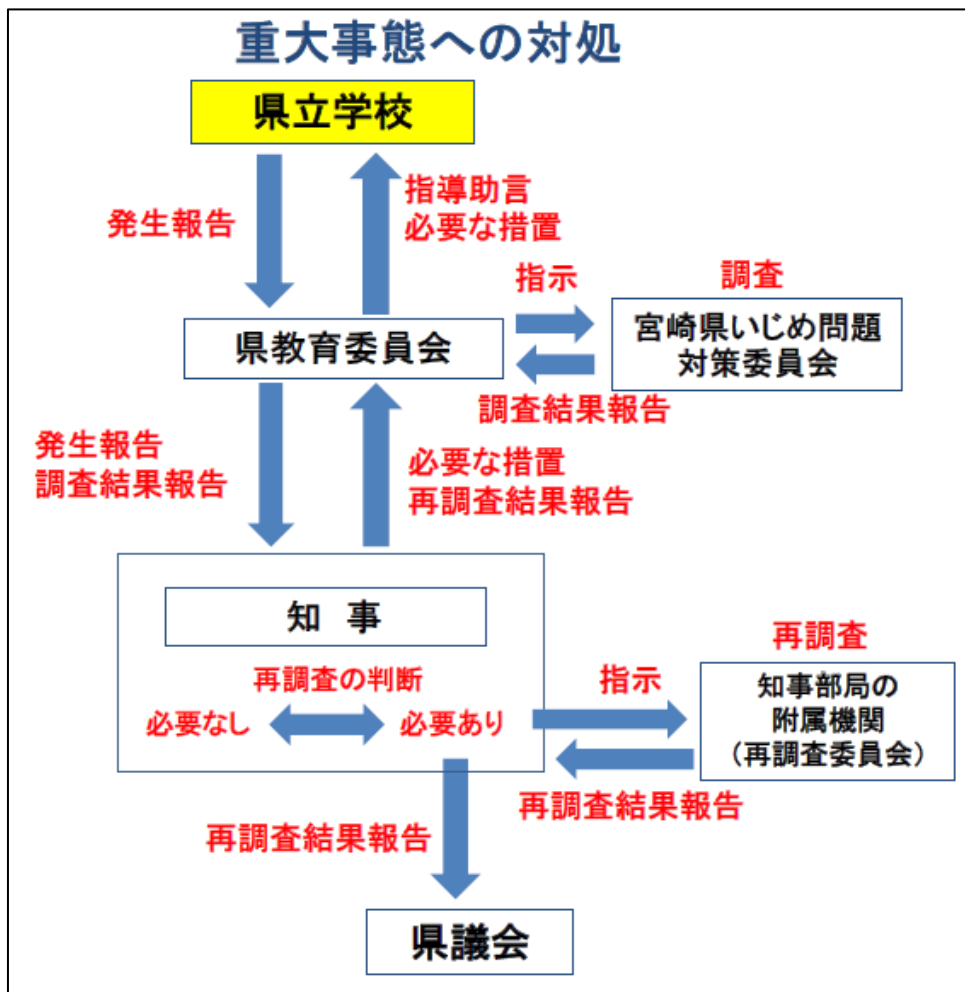
2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない

重大事態が発生した学校はまず、第30条第1項により、県教育委員会を通じて、知事に対して、重大事態の発生を報告することとなります。

#### (1) 重大事態への対応フロー図

重大事態が発生したときの対応の流れについては下記のようになります。



## (2) 重大事態（疑い含む）の発生報告について

重大事態（疑い含む）の発生報告については、『2 「重大事態」の判断について』でも、触れていますが、第28条第1項第1号と第2号では報告の時期が異なります。

### ア 第28条第1項第1号（いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。）

○いじめにより、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあることを認めたとき

報告の時期については、学校がその事案を認知した際、別紙様式により、速やかに報告を行います。（第一報）

報告を受けた県教育委員会は、学校に対し、指導助言また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行います。

なお、重大事態の判断の中でも触れていますが、「重大な被害」を学校のみで判断することなくまずは、第一報として県教育委員会に対して報告することが求められます。

### イ 第28条第1項第2号（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）

○いじめによる欠席が1週間継続したとき。または、継続していないものの、欠席が7日間となったとき。（第一報）

○いじめによる欠席が概ね1か月を経過したとき。

報告の時期については、欠席が1週間継続したとき、または継続していないものの欠席が7日間となったときに速やかに報告を行います。（第一報）

その後、1週間ごとに経過報告を行います。（電話等による報告）

報告を受けた県教育委員会は、学校に対し、指導助言また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行います。

いずれの事案についても、学校と教育委員会が連携し、必要に応じて関係機関や専門家を活用するなどの方策により、早期解決を図ることが重要です。





#### (4) 学校における調査等について

学校でいじめが発生した場合、学校は当該児童生徒への聴き取りや、アンケートの実施などにより、事実関係を明らかにし、対応及び再発防止策の策定を行っています。このことは、いじめの重大事態への対応でも同様のことが求められますが、特に重大事態への対応では、より詳細かつ慎重な対応が求められることとなります。ここでは、重大事態に係る学校における調査についてそのポイントをまとめています。

<b>ア 調査の趣旨</b>
いじめの重大事態が発生した場合（発生の疑いを含め）、学校及び学校の設置者である県教育委員会はすぐに事実関係を明確にするため、また、同様の事案の再発防止につなげるために調査を行うこととなります。
<b>イ 調査の主体</b>
本県では、「宮崎県いじめ防止基本方針」において、『県立学校で重大事態が発生した場合の調査の主体は、県教育委員会とする。』とされており、県の設置する「宮崎県いじめ問題対策委員会」が調査を実施することとなります。 ただし、学校では、委員会の調査以前に次項に示す内容についての調査を実施しておく必要があります。
<b>ウ 調査の内容</b>
調査の内容は、そのいじめの行為が、①いつから、②誰から、③どのような行為が行われたのか、等になります。また、④いじめの背景、⑤教職員の対応についても明確にする必要があります。
<b>エ 調査方法・対象</b>
調査方法としては、①アンケート、②聴き取り、③各種記録などがあります。また、対象は①いじめの加害者・被害者、②他の児童生徒、③保護者、④教職員等が考えられます。事案によって、誰を対象とするのか？どの方法で実施するのか？について、校長のリーダーシップのもと、十分に検討し、組織的に調査を行うことが求められます。
<b>オ 調査の留意点</b>
調査における留意すべき点として、 <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにすること。</li><li>・学校運営上の問題等についても事実をしっかり向き合う姿勢で調査を実施すること。</li><li>・いじめの被害者及び保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取りながら調査を実施すること。</li><li>・アンケートを実施する際は、そのアンケートがいじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査の対象者や保護者に理解を得る必要があること。</li></ul> があげられます。また、調査した内容についての記録、及び資料等に関しては、後の調査機関（宮崎県いじめ問題対策委員会）における調査においても必要となることから、その整理保管を確実に行うよう留意する必要があります。

#### (5) 自殺が起きたときの調査について

いじめによるものか否かに関わらず、児童生徒の自殺については、平成23年6月文部科学省初等中等教育局長通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」で調査方法等が示され、その後、平成25年度及び平成26年度の調査研究協力者会議において指針の見直しがなされました。この「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に則った調査を行う必要があります。この調査の目的については、

- ・今後の自殺防止に活かすため
- ・遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- ・子供と保護者（遺族以外）の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

の3点となっており、これは、いじめの調査と趣旨を異にするものではありません。

また、調査の内容もいじめに係る調査と大きく異なるものではありません。しかし、児童生徒の自殺という最悪の事態への対応は、何よりも遺族や周囲の児童生徒の心のケアを重視する必要があり、その調査に当たっては、迅速であることはもちろん慎重な対応が求められることとなります。【参考資料：「子供の自殺が起こったときの背景調査の指針（改訂版）」】

#### (6) 「いじめ問題対策委員会」による調査等について

いじめに関する事実調査は、プライバシー性が極めて高い個人情報に関する調査であることや、各学校では、調査の公平性や中立性を確保するためのメンバーを構成することが困難なことが予想されます。

それらのことから本県では、県立学校において、重大事態が発生した際の調査の主体は県教育委員会であり、調査は「いじめ問題対策委員会」が行うこととしています。

この委員会は、大学教授や弁護士、臨床心理士、元警察官、元教員等の専門家から構成されており、調査の公平性・中立性を確保するために組織されています。更に、いじめ被害の児童生徒や保護者の依頼を受けた第三者を構成メンバーに加える場合もあります。

調査は、学校において調査した結果を踏まえ、第三者の視点から更に詳細に調査すべき内容について、関係者への聴き取りや資料の分析など独自に調査を行います。

#### (7) 当該児童生徒・保護者への情報提供について

いじめ防止法では、いじめの重大事態の調査を行った場合、その結果等を当該児童生徒・保護者に対して適切に提供するよう求めています。

##### 第28条

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

このことは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の知る権利（憲法第21条第1項）に応えるものです。

ここで留意すべき点は、第28条第2項に記されている「～適切に提供するものとする。」になります。個人情報保護条例及び個人情報保護法との関係では、いじめに関わった児童生徒の名前については仮名での対応が求められます。また、いじめに関わった児童生徒の家庭環境等に関する調査結果についても開示すべきではありません。

更には、質問票などによるアンケート結果には、伝聞によるものなど不正確な情報が含まれることもあります。そのようなことから、全ての調査結果を公開することは、かえっていじめを受けた児童生徒又はその保護者に対して誤った情報を与えることにもなりかねません。

これらのことから、「～適切な」提供とは、個々の質問票の開示は不適切であるものの、回答を集計したアンケート結果等は客観的事実であることから、提供されるべき情報と考えられます。また、いじめを行った児童生徒等についての情報は、仮名処理を行った上で提供することになります。

いずれにせよ、非常に慎重な対応が求められることから、学校のみで判断することなく、県教育委員会との協議の上、適切な提供を行っていく必要があります。

#### (8) 調査結果の報告について

重大事態の発生に際しては、『3「重大事態」への対応について』でも述べていますが、県教育委員会を通じて、知事への報告が義務づけられています。また、その調査結果については、国の定める「いじめの防止等のための基本的な方針」に次のように規定されています。

##### II) 調査結果の提供及び報告

- ② 調査結果については、(略) 公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、(略) 報告する。

#### (9) 再調査について

いじめ防止法第30条第2項では、再調査について次のように規定されています。

##### 第30条

2 前項の規定（第30条第1項）による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

これは、学校及び県教育委員会の調査結果、再発防止策の報告を受けた知事が、更なる調査等が必要と認めたときは、県の附属機関により、再調査をすることを規定したものです。

本県では、条例により設置された、福祉や心理、弁護士などの専門家のメンバーにより再調査を行っていきます。

「再調査が必要と認めたとき」とは、調査の結果に客観性がない場合や、不明な点がある場合、また再発防止策に十分な実効性がない場合などが考えられます。なお、この再調査の結果について

ては、県議会における報告も義務づけられています。(いじめ防止法第30条第3項)

(10) 重大事態の対応に伴う関係機関や専門家等との連携について

いじめの重大事態、特に第28条第1項第1号の事案については、特に犯罪行為との関連が強い事案が予想されます。このことは、「早期に警察へ相談すべきいじめ事案について(平成25年5月文部科学省通知)」において「学校において生じる可能性がある犯罪行為等」としてまとめられていますので、以下にその抜粋を掲載します。

いじめの態様	刑罰法規及び事例	
<p>ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。</p>	<p>暴行 (刑法第208条)</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。</p>
	<p>傷害 (刑法第204条)</p>	<p>第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</p>	<p>強要 (刑法第223条)</p>	<p>第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し、害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 事例:断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。</p>
<p>金品をたかられる。</p>	<p>恐喝 (刑法第249条)</p>	<p>第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 事例:断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。</p>
<p>冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。</p>	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)</p>	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金に処する。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例:校内や地域の壁や掲示板に実名を</p>

		挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	同上 事例：特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	第7条(略) 2～3(略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)

これらの事案のように、対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要となる事案があります。

いじめ問題への対応については、重大事態であるか否かにかかわらず、その解消に向けては、警察や児童相談所等の関係機関や、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要となります。県教育委員会では、関係機関との連携はもちろん、臨床心理士や弁護士などの専門家とも連携し、いじめ問題の解消を目指す学校の取組を支援する体制づくりに努めています。

## 4 再発防止に向けた取組について

学校は明らかにされた事実に誠実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

また、全職員の共通理解の下、いじめられた児童生徒の安全を守ることを最優先としながら、事案の再発防止に向けた迅速な対応が求められます。

### (1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討

学校は調査委員会の調査結果を受けて、発生した事案について全職員で共通理解する場を設定し、当該事案を再燃させないために必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じることが求められます。

### (2) いじめに関係した児童生徒・保護者への継続的な支援

当該事案の解決後も、関係した児童生徒の学校生活が充実したものとなるよう、被害者や加害者の児童生徒及び保護者に対しては継続的な支援を行い、事案が再燃しないように注意しなければなりません。具体的には、「出欠状況の確認」、「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」、「アンケート調査」、「生活記録ノートを活用」「家庭・地域との連携」などが考えられます。

また、必要に応じてSCやSSWを活用するなど、関係機関と連携しながら対応を図る必要があります。

### (3) 学級や全校の児童生徒への指導

発生した事案に関係した児童生徒の人数や事案の内容によっては、被害者や加害者に十分配慮しながら、全児童生徒に振り返りを促すような指導機会を設けることも必要になります。

### (4) 加害児童生徒への毅然とした指導

教育上必要がある場合は、懲戒や出席停止制度等の適切な運用を視野に入れ、学校として毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進しなければなりません。

### (5) 再発防止策についての報告

県教育委員会は、当該事案の再発防止策について、重大事態発生から一ヶ月以内に学校からの報告を求めることとします。

また、報告のあった再発防止策について調査委員会で検討し、不十分な点が見られる場合は、学校に再検討を指示します。

### (6) 学校のいじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し

学校は当該事案の再発防止策と同時に、「これまで行ってきた学校のいじめの未然防止や早期発見の取組に問題がなかったか」、また「発生してしまったいじめを重大事態へと発展させないために不足している取組はないか」について協議しなければなりません。

また協議で出された改善点については学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全職員で共通理解することが重要です。

なお、学校のいじめ防止基本方針を改訂した場合は、その都度改訂内容について県教育委員会に報告する必要があります。